



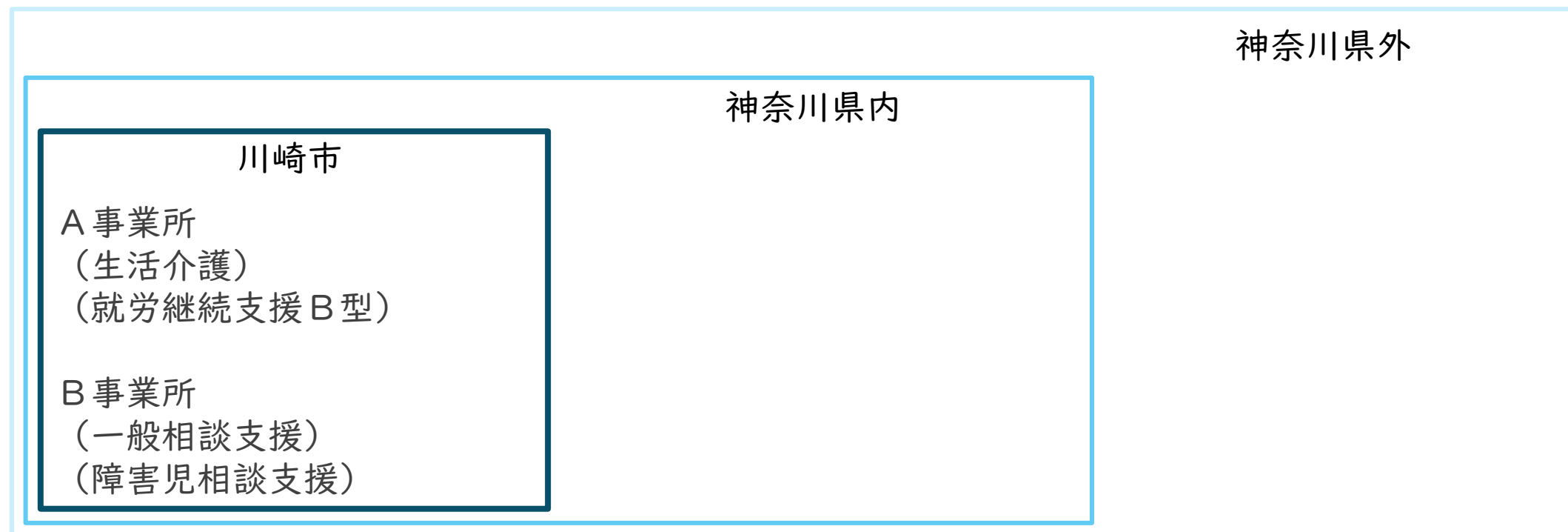
事例問題と解説

いくつかのパターンを事例問題として掲載します。
考え方の参考にご確認ください。

問題Ⅰ 法人の事業所等が次の場合の必要な整備と届出先はどれか？

A事業所：川崎市で、生活介護Ⅰサービスと就労継続支援B型Ⅰサービスの指定を受けている。

B事業所：川崎市で、一般相談支援Ⅰサービスと障害児相談支援Ⅰサービスの指定を受けている。



問題 1 の解説

簡単な表で整理するとこのようになる（詳しい解説は次のページへ）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の2	生活介護	2 か所	法令遵守責任者 の選任	川崎市	川崎市
	就労継続支援 B 型			川崎市	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	1 か所	法令遵守責任者 の選任	川崎市	川崎市
児童福祉法 第24条の38	障害児相談支 援	1 か所	法令遵守責任者 の選任	川崎市	川崎市

問題 1 の解説 必要な整備について（詳細）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備
障害者総合支援法 第51条の2	生活介護	2 か所	法令遵守責任者の選任
	就労継続支援 B 型		
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	1 か所	法令遵守責任者の選任
児童福祉法 第24条の38	障害児相談支援	1 か所	法令遵守責任者の選任

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法 第51条の2 が
生活介護 1 か所と就労継続支援 B 型 1 か所の
計 2 か所、

障害者総合支援法 第51条の31 が
一般相談支援の 1 か所、

児童福祉法 第24条の38 が
障害児相談支援の 1 か所。

よって、必要な整備は、

障害者総合支援法 第51条の2

障害者総合支援法 第51条の31

児童福祉法 第24条の38 の

すべての根拠条文において

法令遵守責任者の選任のみとなる。

必要な整備 一覧表			
事業所等の数	1. 法令遵守責任者	2. 法令遵守規程	3. 業務執行の状況の監査
1～19	○	×	×
20～99	○	○	×
100以上	○	○	○

○：整備が必要、×：整備は不要

問題 1 の解説 届出先について（詳細）

根拠条文	サービス種別	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の2	生活介護	川崎市	川崎市
	就労継続支援 B型	川崎市	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	川崎市	川崎市
児童福祉法 第24条の38	障害児相談支援	川崎市	川崎市

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法 第51条の2 の
生活介護Ⅰか所と就労継続支援B型Ⅰか所は
川崎市に所在、

障害者総合支援法 第51条の31 の
一般相談支援Ⅰか所も川崎市に所在、

児童福祉法 第24条の38 の
障害児相談支援Ⅰか所も川崎市に所在。

よって、届出先は、

障害者総合支援法 第51条の2

障害者総合支援法 第51条の31

児童福祉法 第24条の38 の

すべて川崎市となる。

それぞれ1通ずつ（計3通）届出が必要。

届出先 一覧表		※川崎市で指定を受けている場合。
届出先	所在地	
1. 川崎市	事業所等が、川崎市にのみ所在する場合	
2. 神奈川県	事業所等が、川崎市と神奈川県内の他市町村にのみ所在する場合	
3. 厚生労働省	事業所等が、川崎市を含む神奈川県内と神奈川県外にも所在する場合	

問題 2 法人の事業所等が次の場合の必要な整備と届出先はどれか？

- ・ 川崎市で、居宅介護10サービス、重度訪問介護10サービス、生活介護10サービス、就労継続支援B型20サービス、就労移行支援20サービス、自立訓練20サービス、共同生活援助20サービス、一般相談支援10サービス、児童発達支援10サービス、放課後等デイサービス10サービス、保育所等訪問支援10サービス、医療型障害児入所施設1施設の指定を受けている。

神奈川県外

神奈川県内

川崎市

居宅介護：10サービス
重度訪問介護：10サービス
生活介護：10サービス
就労継続支援B型：20サービス
就労移行支援：20サービス
自立訓練：20サービス
共同生活援助：20サービス
一般相談支援：10サービス

児童発達支援：10サービス
放課後等デイサービス
：10サービス
保育所等訪問支援：10サービス
医療型障害児入所施設：1施設

問題 2 の解説

簡単な表で整理するとこのようになる（詳しい解説は次のページへ）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の2	居宅介護	居宅介護10 + 重度訪問介護10 + 生活介護10 + 就労継続支援B型20 + 就労移行支援20 + 自立訓練20 + 共同生活援助20 = 110か所	法令遵守責任者の選任 + 法令遵守規程の整備 + 業務執行の状況の監査	川崎市	川崎市
	重度訪問介護			川崎市	
	生活介護			川崎市	
	就労継続支援B型			川崎市	
	就労移行支援			川崎市	
	自立訓練			川崎市	
	共同生活援助			川崎市	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	10か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市
児童福祉法 第21条の5の26	児童発達支援	児童発達支援10 + 放課後等デイサービス10 + 保育所等訪問支援10 = 30か所	法令遵守責任者の選任 + 法令遵守規程の整備	川崎市	川崎市
	放課後等 デイサービス			川崎市	
	保育所等訪問支援			川崎市	
児童福祉法 第24条の38	医療型 障害児入所施設	1か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市

問題 2 の解説 必要な整備について（詳細）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備
障害者総合支援法 第51条の2	居宅介護	居宅介護10 + 重度訪問介護10 + 生活介護10 + 就労継続支援B型20 + 就労移行支援20 + 自立訓練20 + 共同生活援助20 = 110か所	法令遵守責任者の選任 + 法令遵守規程の整備 + 業務執行の状況の監査
	重度訪問介護		
	生活介護		
	就労継続支援B型		
	就労移行支援		
	自立訓練		
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	10か所	法令遵守責任者の選任
児童福祉法 第21条の5の26	児童発達支援	児童発達支援10 + 放課後等デイサービス10 + 保育所等訪問支援10 = 30か所	法令遵守責任者の選任 + 法令遵守規程の整備
	放課後等 デイサービス		
	保育所等訪問支援		
児童福祉法 第24条の38	医療型 障害児入所施設	1か所	法令遵守責任者の選任

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法 第51条の2 が
居宅介護10か所、重度訪問介護10か所、生活介護10か所、
就労継続支援B型20か所、就労移行支援20か所、
自立訓練20か所、共同生活援助20か所の計110か所、

障害者総合支援法 第51条の31 が
一般相談支援の10か所、

児童福祉法 第21条の5の26 が
児童発達支援10か所、放課後等デイサービス10か所、
保育所等訪問支援10か所の計30か所、

児童福祉法 第24条の19の2 が
医療型障害児入所施設の1か所。

必要な整備 一覧表			
事業所等の数	1. 法令遵守責任者	2. 法令遵守規程	3. 業務執行の状況の監査
1～19	○	×	×
20～99	○	○	×
100以上	○	○	○

○：整備が必要、×：整備は不要

よって、必要な整備は、

障害者総合支援法 第51条の2 は
法令遵守責任者の選任と法令遵守規程の整備と
業務執行の状況の監査の実施、

障害者総合支援法 第51条の31 は
法令遵守責任者の選任、

児童福祉法 第21条の5の26 は
法令遵守責任者の選任と法令遵守規程の整備、
児童福祉法 第24条の19の2 は
法令遵守責任者の選任となる。

問題 2 の解説 届出先について（詳細）

根拠条文	サービス種別	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の2	居宅介護	川崎市	川崎市
	重度訪問介護	川崎市	
	生活介護	川崎市	
	就労継続支援B型	川崎市	
	就労移行支援	川崎市	
	自立訓練	川崎市	
	共同生活援助	川崎市	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	川崎市	川崎市
児童福祉法 第21条の5の26	児童発達支援	川崎市	川崎市
	放課後等 デイサービス	川崎市	
	保育所等訪問支援	川崎市	
児童福祉法 第24条の38	医療型 障害児入所施設	川崎市	川崎市

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法 第51条の2 の
居宅介護10か所、重度訪問介護10か所、生活介護10か所、
就労継続支援B型20か所、就労移行支援20か所、
自立訓練20か所、共同生活援助20か所が川崎市に所在、

障害者総合支援法 第51条の31 の
一般相談支援10か所も川崎市に所在、

児童福祉法 第21条の5の26 の
児童発達支援10か所、放課後等デイサービス10か所、
保育所等訪問支援10か所も川崎市に所在、

児童福祉法 第24条の19の2 の
医療型障害児入所施設1か所も川崎市に所在。

届出先 一覧表

※川崎市で指定を受けている場合。

届出先	所在地
1. 川崎市	事業所等が、川崎市にのみ所在する場合
2. 神奈川県	事業所等が、川崎市と神奈川県内の他市町村にのみ所在する場合
3. 厚生労働省	事業所等が、川崎市を含む神奈川県内と神奈川県外にも所在する場合

よって、届出先は、

障害者総合支援法 第51条の2

障害者総合支援法 第51条の31

児童福祉法 第21条の5の26

児童福祉法 第24条の19の2 の

すべて川崎市となる。

それぞれ1通ずつ（計4通）届出が必要。

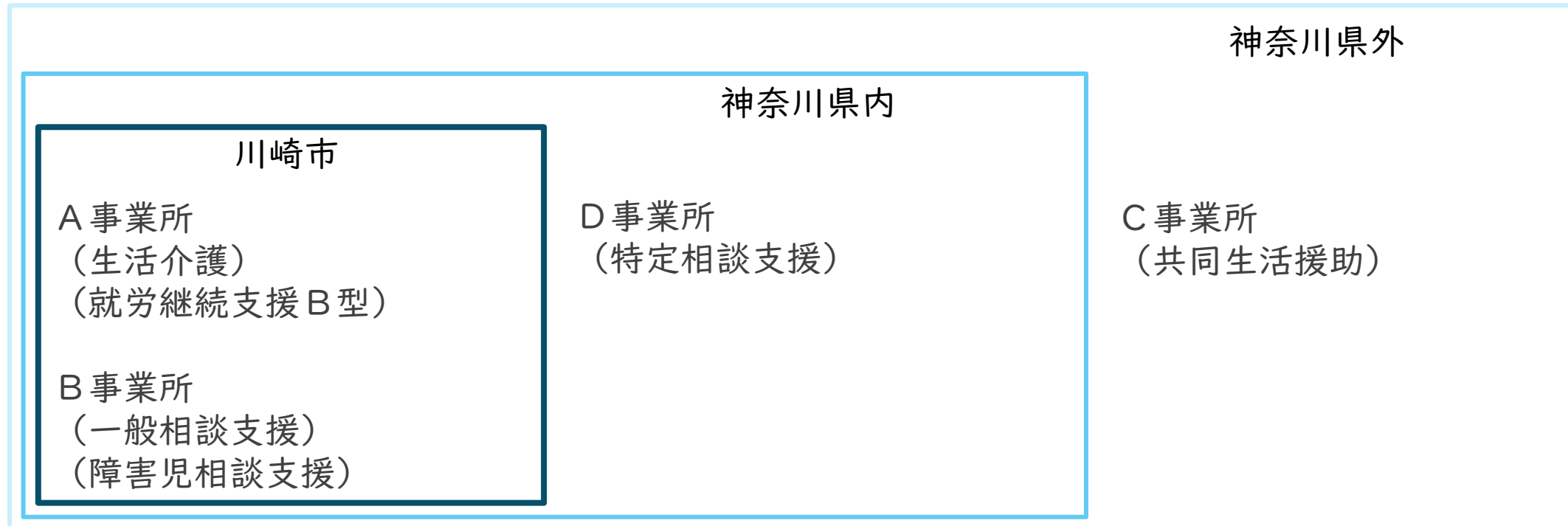
問題 3 法人の事業所等が次の場合の必要な整備と届出先はどれか？

A 事業所：川崎市で、生活介護 I サービスと就労継続支援 B 型 I サービスの指定を受けている。

B 事業所：川崎市で、一般相談支援 I サービスと障害児相談支援 I サービスの指定を受けている。

C 事業所：町田市で、共同生活援助 I サービスの指定を受けている。

D 事業所：横浜市で、特定相談支援 I サービスの指定を受けている。



問題 3 の解説

簡単な表で整理するとこのようになる（詳しい解説は次のページへ）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の2	生活介護	3 か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	厚生労働省
	就労継続支援 B型			川崎市	
	共同生活援助			町田市（東京都）	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	2 か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	神奈川県
	特定相談支援			横浜市（神奈川県内）	
児童福祉法 第24条の38	障害児 相談支援	1 か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市

問題3の解説 必要な整備について（詳細）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備
障害者総合支援法 第51条の2	生活介護	3 か所	法令遵守責任者の選任
	就労継続支援 B型		
	共同生活援助		
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	2 か所	法令遵守責任者の選任
	特定相談支援		
児童福祉法 第24条の38	障害児相談支援	1 か所	法令遵守責任者の選任

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法 第51条の2 が
生活介護1か所と就労継続支援B型1か所、
共同生活援助1か所の計3か所、

障害者総合支援法 第51条の31 が
一般相談支援1か所と特定相談支援1か所の計2か所、

児童福祉法 第24条の38 が
障害児相談支援の1か所。

よって、必要な整備は、

障害者総合支援法 第51条の2

障害者総合支援法 第51条の31

児童福祉法 第24条の38 の

すべての根拠条文において

法令遵守責任者の選任のみとなる。

必要な整備 一覧表			
事業所等の数	1. 法令遵守責任者	2. 法令遵守規程	3. 業務執行の状況の監査
1～19	○	×	×
20～99	○	○	×
100以上	○	○	○

○：整備が必要、×：整備は不要

問題3の解説 届出先について（詳細）

根拠条文	サービス種別	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の2	生活介護	川崎市	厚生労働省
	就労継続支援 B型	川崎市	
	共同生活援助	町田市（東京都）	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	川崎市	神奈川県
	特定相談支援	横浜市（神奈川県内）	
児童福祉法 第24条の38	障害児 相談支援	川崎市	川崎市

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法 第51条の2 は
生活介護Ⅰか所と就労継続支援B型Ⅰか所が川崎市に所在、
共同生活援助Ⅰか所が町田市に所在、
障害者総合支援法 第51条の31 は
一般相談支援Ⅰか所が川崎市に所在、
特定相談支援Ⅰか所が横浜市に所在、
児童福祉法 第24条の38 は
障害児相談支援Ⅰか所が川崎市に所在。

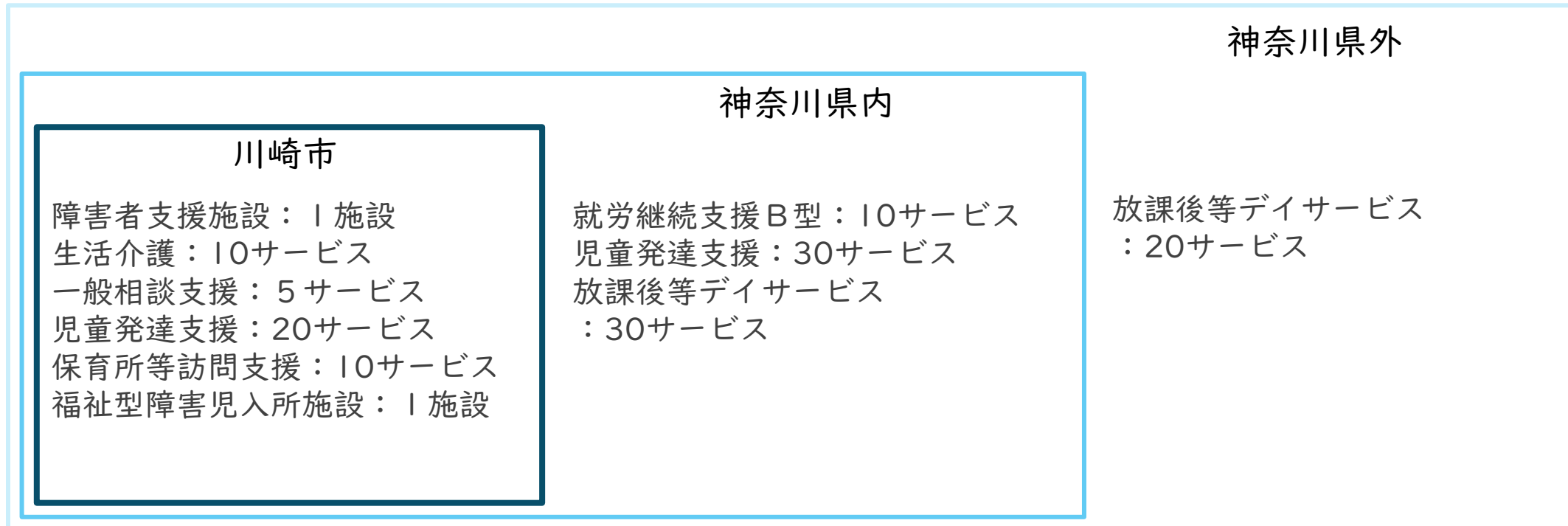
届出先 一覧表	
※川崎市で指定を受けている場合。	
届出先	所在地
1. 川崎市	事業所等が、川崎市にのみ所在する場合
2. 神奈川県	事業所等が、川崎市と神奈川県内の他市町村にのみ所在する場合
3. 厚生労働省	事業所等が、川崎市を含む神奈川県内と神奈川県外にも所在する場合

よって、届出先は、

障害者総合支援法 第51条の2 は 厚生労働省、
障害者総合支援法 第51条の31 は 神奈川県、
児童福祉法 第24条の38 は 川崎市となる。

問題 4 法人の事業所等が次の場合の必要な整備と届出先はどれか？

- ・ 川崎市で、障害者支援施設 1 施設（同施設で他サービスを提供していても「障害者支援施設」として 1 か所と数える）、生活介護 10 サービス、一般相談支援 5 サービス、児童発達支援 20 サービス、保育所等訪問支援 10 サービス、福祉型障害児入所施設 1 施設の指定を受けている。
- ・ 横浜市で、就労継続支援 B 型 10 サービス、児童発達支援 30 サービス、放課後等デイサービス 30 サービスの指定を受けている。
- ・ 町田市で、放課後等デイサービス 20 サービスの指定を受けている。



問題 4 の解説

簡単な表で整理するとこのようになる（詳しい解説は次のページへ）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の2	障害者支援施設	障害者支援施設1 ＋ 生活介護10 ＋ 就労継続支援B型10 ＝21か所	法令遵守責任者の選任 ＋ 法令遵守規程の整備	川崎市	神奈川県
	生活介護			川崎市	
	就労継続支援B型			横浜市	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	5か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市
児童福祉法 第21条の5の26	児童発達支援	児童発達支援20 ＋ 児童発達支援30 ＋ 保育所等訪問支援10 ＋ 放課後等デイサービス30 ＋ 放課後等デイサービス20 ＝110か所	法令遵守責任者の選任 ＋ 法令遵守規程の整備 ＋ 業務執行の状況の監査	川崎市	厚生労働省
	児童発達支援			横浜市	
	保育所等訪問支援			川崎市	
	放課後等 デイサービス			横浜市	
	放課後等 デイサービス			町田市 (東京都)	
児童福祉法 第24条の19の2	福祉型 障害児入所施設	1か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市

問題4の解説 必要な整備について（詳細）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備
障害者総合支援法 第51条の2	障害者支援施設	障害者支援施設1 + 生活介護10 + 就労継続支援B型10 =21か所	法令遵守責任者の選任 + 法令遵守規程の整備
	生活介護		
	就労継続支援B型		
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	5か所	法令遵守責任者の選任
児童福祉法 第21条の5の26	児童発達支援	児童発達支援20 + 児童発達支援30 + 保育所等訪問支援10 + 放課後等デイサービス30 + 放課後等デイサービス20 =110か所	法令遵守責任者の選任 + 法令遵守規程の整備 + 業務執行の状況の監査
	児童発達支援		
	保育所等訪問支援		
	放課後等 デイサービス		
	放課後等 デイサービス		
児童福祉法 第24条の19の2	福祉型 障害児入所施設	1か所	法令遵守責任者の選任

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法 第51条の2 が
障害者支援施設1か所、生活介護10か所、
就労継続支援B型10か所の計21か所、
障害者総合支援法 第51条の31 が
一般相談支援の5か所、
児童福祉法 第21条の5の26 が
児童発達支援20か所、児童発達支援30か所、
保育所等訪問支援10か所、放課後等デイサービス30か所、
放課後等デイサービス20か所の計110か所。
児童福祉法 第24条の19の2 が
福祉型障害児入所施設の1か所。

よって、必要な整備は、

障害者総合支援法 第51条の2 は
法令遵守責任者の選任と法令遵守規程の整備、
障害者総合支援法 第51条の31 は
法令遵守責任者の選任、
児童福祉法 第21条の5の26 は
法令遵守責任者の選任と法令遵守規程の整備と
業務執行の状況の監査の実施、
児童福祉法 第24条の19の2 は
法令遵守責任者の選任となる。

必要な整備 一覧表			
事業所等の数	1. 法令遵守責任者	2. 法令遵守規程	3. 業務執行の状況の監査
1～19	○	×	×
20～99	○	○	×
100以上	○	○	○

○：整備が必要、×：整備は不要

問題 4 の解説 届出先について（詳細）

根拠条文	サービス種別	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の2	障害者支援施設	川崎市	神奈川県
	生活介護	川崎市	
	就労継続支援B型	横浜市	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	川崎市	川崎市
児童福祉法 第21条の5の26	児童発達支援	川崎市	厚生労働省
	児童発達支援	横浜市	
	保育所等訪問支援	川崎市	
	放課後等 デイサービス	横浜市	
	放課後等 デイサービス	町田市 (東京都)	
児童福祉法 第24条の19の2	福祉型 障害児入所施設	川崎市	川崎市

届出先 一覧表

※川崎市で指定を受けている場合。

届出先	所在地
1. 川崎市	事業所等が、川崎市にのみ所在する場合
2. 神奈川県	事業所等が、川崎市と神奈川県内の他市町村にのみ所在する場合
3. 厚生労働省	事業所等が、川崎市を含む神奈川県内と神奈川県外にも所在する場合

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法 第51条の2 は
障害者支援施設1か所、生活介護10か所が
川崎市に所在、
就労継続支援B型10か所が横浜市に所在、
障害者総合支援法 第51条の31 は
一般相談支援5か所が川崎市に所在、
児童福祉法 第21条の5の26 は
児童発達支援20か所、保育所等訪問支援10か所が
川崎市に所在、
児童発達支援30か所、
放課後等デイサービス30か所が横浜市に所在、
放課後等デイサービス20か所が町田市に所在。
児童福祉法 第24条の19の2 は
福祉型障害児入所施設1か所が川崎市に所在。

よって、届出先は、

障害者総合支援法 第51条の2 は神奈川県、
障害者総合支援法 第51条の31 は川崎市、
児童福祉法 第21条の5の26 は厚生労働省、
児童福祉法 第24条の19の2 は川崎市となる。